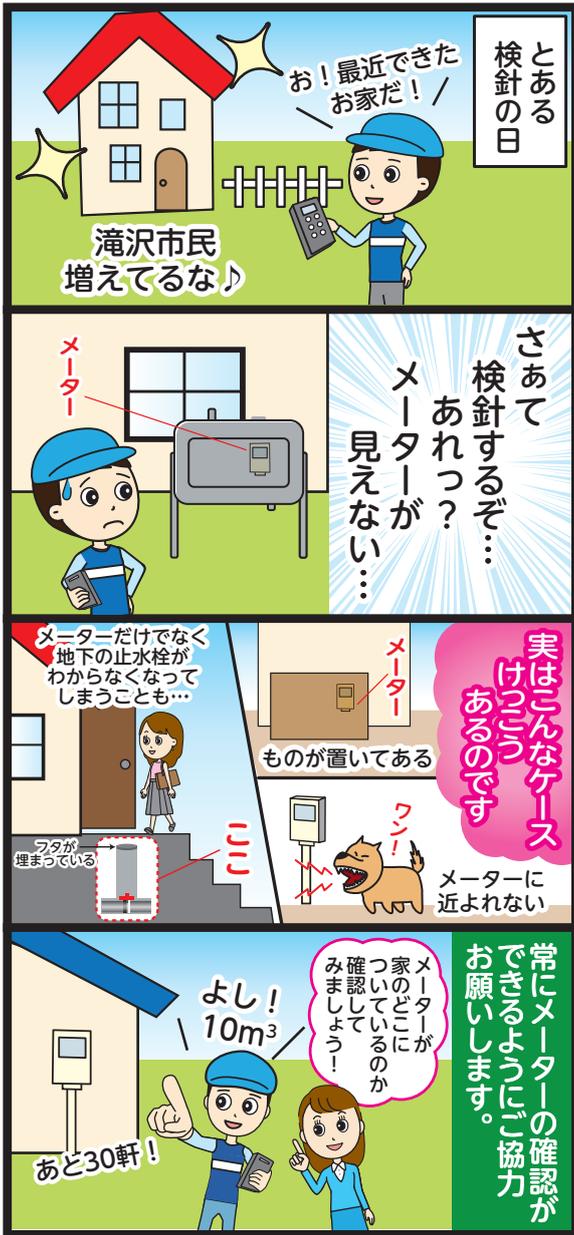


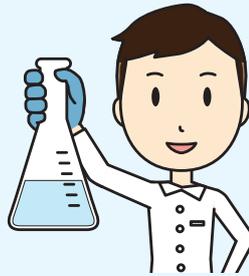
4コママンガ

「メーターを見せて」

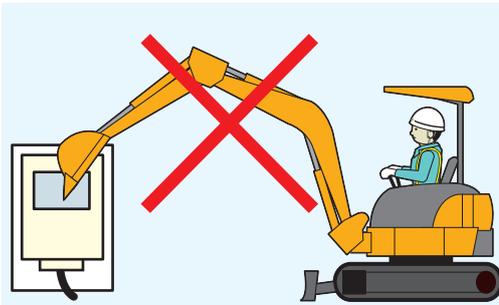


合併処理浄化槽を設置している家庭の生活排水（トイレ、お風呂等）は、浄化槽で処理され、側溝や水路を経て河川へと流れていきます。浄化槽の使用方法を誤ったり管理を怠ると、汚れた水が放流され、家の周りで悪臭が発生したり、河川等の水質を悪化させてしまいます。そこで、浄化槽を管理される方には、浄化槽法により清掃・保守点検・法定検査の3つが義務付けられています。

法定検査には、新しく設置した場合の初回検査（7条検査）と、年1回（11条検査）があります。検査を毎年受け、適切な管理をお願いします。



浄化槽を使用されている皆様へ
毎年検査を受けていますか？



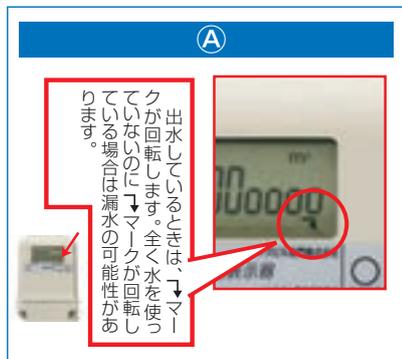
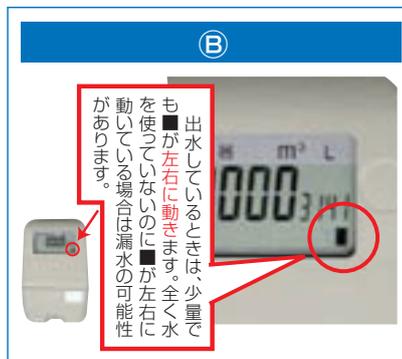
水道メーターを破損する事例が発生しています。水道メーターは水道使用者に貸与しているものであり、破損した場合、弁償していただくこととなります。地上・地下メーターとともに、それを繋ぐケーブルも切断しないようにお願いします。

建物解体に伴う破損が多いですが、解体等で水道設備を撤去する場合は、事前に上下水道部に工事申請が必要です。

水道メーターを壊さないで!

①漏水の確認方法①

下の写真A~Cいずれかの液晶メーターが設置されています。漏水の有無を確認するポイントは次のとおりです。



漏水かな?と思ったら
確認してみよう!

みずたま(編集後記)

私も応急給水訓練に参加しました。どんな時にも欠かせない水の大切さを改めて感じました。まだまだ暑い日が続きますが、小まめな水分補給で乗り切っていきましょう!(高橋)

宅内の水道設備は、使用者の管理となりますので、日頃からお自分でも確認してみてください。

